

○富津市空家バンク実施要綱

令和元年5月29日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空家及び空地を有効活用し、移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空家バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が所有する市内の建築物のうち、居住、営業等を目的として建築し、現に居住又は使用をしていないもの（居住又は使用をしなくなる予定のものを含む。）及び当該建築物と所有者を同一にするその敷地をいう。
- (2) 空地 個人が所有する市内の土地のうち、居住、営業等を目的として建築物を建築することができるものであって、良好な管理状態にあり、かつ、現に使用をしていないもの（使用しなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (3) 所有者 空家及び空地（以下「空家等」という。）に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (4) 空家バンク 空家等の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した情報を、市内への移住、定住等を目的として空家等の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

(登録の申込み等)

第3条 空家バンクに空家等の情報を登録しようとする所有者（以下「登録申込者」という。）は、富津市空家バンク登録申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 富津市空家バンク登録カード（別記第2号様式。以下「登録カード」という。）
- (2) 空家バンクへの登録に関する同意書（別記第3号様式）
- (3) 本人であることが確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を確認し、適当であると認めるときは、富津市空家バンク登録台帳（別記第4号様式。以下「登録台帳」という。）に記載し、空家バンクに登録するものとする。ただし、当該空家等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

(2) 賃料を得ることを目的として建築された住宅（併用住宅を除く。）であるもの

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令により改築又は建替えを行うことができないもの

(4) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結しているもの

(5) 所有者が富津市暴力団排除条例（平成24年富津市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者等」という。）であるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が空家バンクへの登録が適当でないとするもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、富津市空家バンク登録完了通知書（別記第5号様式）により当該登録申込者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録の有効期間は、当該登録をした日から2年間とする。ただし、第1項の規定による申込みにより改めて登録することができるものとする。

（一部改正〔令和5年告示12号〕）

（登録事項の変更）

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、富津市空家バンク登録変更届出書（別記第6号様式）に当該変更内容を記載した登録カードを添えて市長に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空家等に係る空家バンクへの登録を取り消し、富津市空家バンク登録取消通知書（別記第7号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは、通知しないものとする。

- (1) 当該空家等に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 市長が第11条第2項の規定により契約締結の報告を受けたとき。
- (3) 物件登録者から富津市空家バンク登録取消依頼書（別記第8号様式）の提出があったとき。
- (4) 当該空家等に係る空家バンクへの登録が、その有効期間を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が当該空家等に係る空家バンクへの登録が適当でないとき。

（媒介等の依頼）

第6条 市長は、物件登録者の希望により当該空家等に係る売買、賃貸借等の契約の代理又は媒介（以下「媒介等」という。）を依頼するときは、富津市空家バンク登録物件媒介等依頼書（別記第9号様式）により一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部（以下「南総支部」という。）に依頼するものとする。

（利用登録の申込み等）

第7条 空家バンクを利用し、空家等に係る情報の提供を受けようとする者は、富津市空家バンク利用登録申込書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第11号様式）
- (2) 本人であることが確認できる書類（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を確認し、適当であると認めるときは、富津市空家バンク利用者台帳（別記第12号様式。以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 空家等の転売又は賃貸若しくは転貸を目的とする者であるとき。
- (2) 暴力団密接関係者等であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用者台帳への登録が適当でないとき。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、富津市空家バンク利用登録完了通知書（別記第13号様式）により当該利用申込者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録の有効期間は、当該登録をした日から2年間とする。ただし、第1項の規定による申込みにより改めて登録することができるものとする。

（一部改正〔令和5年告示104号〕）

（利用登録に係る登録事項の変更）

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、富津市空家バンク利用登録変更届出書（別記第14号様式）により市長に届け出なければならない。

（利用登録の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳への登録を取り消し、富津市空家バンク利用登録取消通知書（別記第15号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第1号及び第3号に該当するときは、通知しないものとする。

- (1) 市長が第11条第2項の規定により契約締結の報告を受けたとき。
- (2) 利用登録者から富津市空家バンク利用登録取消依頼書（別記第16号様式）の提出があったとき。
- (3) 利用者台帳への登録が、その有効期間を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用者台帳への登録が適当でないとき。

（交渉の申込み等）

第10条 利用登録者は、物件登録者と交渉しようとするときは、富津市空家バンク交渉申込書（別記第17号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交渉の申込みに関する同意書（別記第18号様式）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を確認し、適当であると認めるときは、富津市空家バンク交渉申込通知書（別記第19号様式）により当該物件登録者及び南総支部（物件登録者が南総支部と媒介等の契約を締結した場合に限る。）（以下「物件登録者等」という。）に通知するものとする。

（一部改正〔令和5年告示12号〕）

（物件登録者等と利用登録者の交渉等）

第11条 物件登録者等は、速やかに当該利用登録者と交渉を行うものとする。

2 物件登録者等は、富津市空家バンク交渉結果報告書（別記第20号様式）に次に掲げる書類を添えて遅滞なく市長に当該交渉の結果を報告しなければならない。

(1) 当該空家等に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し（契約が成立した場合に限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、物件登録者等と利用登録者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、一切これに関与しない。

（一部改正〔令和5年告示12号〕）

（電子情報処理組織による申込み）

第12条 市長は、第7条第1項の規定による利用登録の申込み及び第10条第1項の規定による交渉の申込みを電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

（追加〔令和7年告示48号〕）

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、空家バンクの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔令和7年告示48号〕）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。